

## 第182回 判例地方自治研究会

- 1 期日 令和5年12月6日(水) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議 作成者 石田 純  
2 参加者 須田、澤村、川口、迫、門山、山岸、鎌田、榎本、石田 (以上9名・敬称略・順不同)  
3 発表課題 発表担当：迫先生

### (1) 時短協力金の支給を受けられる地位確認等請求事件 (大阪府) 大阪地判令和4年9月30日

**事案** 原告(X)は令和2年8月21日に本件店舗について食品衛生法上の許可を取得し、その後、AはXの了解を得て本件店舗において同年9月頃から揚げ・カレーなどの飲食店営業をした。Aは、Xが承諾している旨の署名を偽造し、Xが承諾している前提で大阪府営業時間短縮協力金支給規則(以下「本件支給規則」)に基づき、大阪府(Y)に対し、協力金の申請をした。Aの申請を知らないXは、Xとして協力金の申請をしたところ、同一店舗における二重申請となったため、Yは、当事者間で協議するように指示し、Xの申請について留保した(Aに対しては3弾までは支給したが、4弾以降は留保)。これに対し、Xは主位的請求として、①本件各申請の判断留保について、不作為の違法確認請求②本件各申請に対する支給決定の義務付け請求③補助参加人に対する第1期ないし第3期の協力金の支給決定の取消請求④補助参加人の第4期以降の申請に対する不支給決定の義務付け請求を、予備的請求として①本件各申請の承諾請求、②国家賠償法等に基づく協力金相当額の支払い請求、③原告が本件各期の協力金の支給を受けられる地位にあることの確認請求を行った。

**争点** ① 上記主位的請求②の義務付け訴訟の適法性、②予備的請求③の確認訴訟の適法性

**判旨** (争点①) 本件支給規則において、本件支給規則に基づく協力金が申請により審査の上で決定により支給されると規定されているのは(本件支給規則5条、6条1項)、支給の可否の判断を行政処分という形式で行うことを定めたものではなく、資金の給付を求める私人の申込に対する承諾という性質を有する非権力的な給付行政の範囲内で、予算の執行の適正化を図るために、その事務執行上の基本的事項である支給のための手続等を規定するにすぎないから、協力金の支給について、法律上、所定の要件を充足したときに支給を受けることを公法上の権利として認め、その可否の判断を行背処分という形式で行うということが定められていると解することはできない。→義務付け訴訟の要件を満たさないため却下。

(争点②) 確認の利益が認められるのは、方法選択の適切性、対象選択の適切性及び即時確定の必要性が存する場合に限られるところ、他の請求が本件確認請求よりも明らかに適切であるともいえないため、本件確認請求は方法選択の適切性があり、本件確認請求についての本案判決がなされれば、本件支給規則が定める支給要件の充足の有無が裁判所の公権的判断によって確認されることとなるので、その判断に従って、知事が原告に対する協力金の支給・不支給の決定をすることになり、これにより本件各期の協力金の支給の有無に係る原被告間の紛争は最終的に解決することが見込まれる。そうすると、本件確認請求は、対象選択の適切性及び即時確定の必要性があるといえる。そして、Xは、令和3年1月15日以降は、従業員の勤怠管理や給与、仕入れ等の支払いをしており、本件店舗における飲食店営業を現実に管理運営していたと認められるから、第1期を除く、第2期ないし第4期、第6期及び第7期の各協力金の支給を受けられる地位にあることを確認する。

### (2) 納骨堂経営許可処分取消請求事件 (大阪市) 最高三小判令和5年5月9日 発表担当：澤村先生

**事案** 大阪市長(Y)が墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓理法」という。)10条1項に基づきA寺に対してした納骨堂経営許可処分(本件許可処分)について、納骨堂施設所在地(本件土地)である大阪市淀川区付近に居住又は勤務し、若しくは土地建物を所有している原告X1ら及び本件土地付近に土地建物を所有する原告会社が、A寺は経営主体の適格性を欠くとともに、納骨堂の設置の必要性を満たしていないこと、本件土地から300m以内に学校及び密集した人家があり、本件土地付近の生活環境を著しく損なうおそれがあること等、墓理法等に定める納骨堂経営許可に係る基準を満たしておらず違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件許可処分の取消しを求めるとともに(第1事件、第2事件)、(2)大阪市長が墓理法10条2項に基づきA寺に対してした納骨堂経営変更許可処分(本件各変更許可処分)について、原告X1、原告X2、原告X3、原告X4、原告X5及び原告会社が、違法な本件許可処分を前提とするものであって違法であるなどと主張して、被告を相手に、本件各変更許可処分の取消しをを求める事案(第3事件)。

**争点** 原告適格の有無

**経緯** 大阪地裁(大阪地判令和3年5月20日)は、Xらに原告適格を認めず、請求を却下したが、大阪高裁(大阪高判令和4年2月10日)は「本件許可処分及び本件各変更許可処分の根拠である墓理法10条1項及び2項は、単に、墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるようにするという公益的見地にとどまらず、墓地等の周辺住民等の生活環境等に係る利益を個別的利益として保護する趣旨をも含むと解することができる」として、原告適格を認め、一審に破棄差戻しをした。

**判旨** 墓理法は、墓地等の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とし(1条)、10条において、墓地等を経営し又は墓地の区域等を変更しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨を規定する。同条は、その許可の要件を特に規定しておらず、それ自体が墓地等の周辺に居住する者個人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い(最高裁平成10年(行ツ)第10号同12年3月17日第二小法廷判決・裁判集民事197号661頁参照。)。但し、同条は、法の目的に適合する限り、墓地経営等の許可の具体的な要件が、都道府県(市又は特別区)にあっては、市又は特別区)の条例又は規則により補完され得ることを当然の前提としているものと解される。そして、本件細則8条は、その周囲おおむね300m以内の場所における墓地経営等については、これらの施設に係る生活環境を損なうおそれがあるものとみて、これを原則として禁止する規定であると解されるから、学校、病院及び人家墓地等の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家については、これに居住する者が平穩に日常生活を送る利益を個々の居住者の個別的利益として保護する趣旨を含む規定であると解するのが相当である。したがって、法10条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営又はその施設の変更に係る許可について、当該納骨堂の所在地からおおむね300m以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しをを求める原告適格を有するものと解すべきである。

**宇賀裁判官意見** 平成12年判決は、法令の文言の形式的解釈に拘泥し紛争の実質を考慮していないものといわざるを得ず、取り分け平成16年法律第84号による改正後の行政事件訴訟法9条2項により「当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく」解釈することが義務付けられた現在においては、変更を免れないものと考えられる。